

議案第30号 小松島市総合グラウンド使用条例の一部を改正する条例について

小松島市総合グラウンド使用条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行										改正後(案)						備考	
別表第1(第3条関係)										別表第1(第3条関係)						改正	
球場別		野球場						庭球場		球場別		野球場			庭球場(1面につき)		
単位		入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合			1面につき		単位		午前又は午後半日	全日	夜間	午前又は午後半日		全日
		午前又は午後半日	全日	夜間	午前又は午後半日	全日	夜間	午前又は午後半日	全日			円	円	円	円		円
市内の者	使用料	円	円	円	円	円	円	円	円	市内の者	使用料	円	円	円	円	円	
		1,580	3,150	1,580	26,250	42,000	26,250	530	1,050			1,750	3,500	1,750	600	1,200	
市外の者	使用料	3,150	6,300	3,150	31,500	47,250	31,500	1,580	3,150	市外の者	使用料	3,500	7,000	3,500	1,750	3,500	
備考										備考							
1 この表で午前とは午前8時から正午までとし、午後とは午後1時から午後5時までとする。										1 この表で午前とは午前8時から正午までとし、午後とは午後1時から午後5時までとする。							
2 この表で全日とは、午前8時から午後5時までとする。										2 この表で全日とは、午前8時から午後5時までとする。							
3 この表で夜間とは、午後6時から午後10時までとする。										3 この表で夜間とは、午後6時から午後10時までとする。							
4 野球場照明施設の使用については、1時間までごとに1,900円の使用料を夜間の使用料に加算する。ただし、最初の1時間を超え、それ以後については30分までごとに950円で計算する。										4 野球場照明施設の使用については、1時間までごとに1,900円の使用料を夜間の使用料に加算する。ただし、最初の1時間を超え、それ以後については30分までごとに1,000円で計算する。							
5 消耗品(茶、ガス等)については、実費徴収する。										5 消耗品(茶、ガス等)については、実費徴収する。							